懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　横浜弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　関根　杏花
　職務上の氏名　高藤　杏花
　登録番号　27192
　事 務 所　神奈川県横浜市港北区新横浜２―５―10楓第２ビル８階
　ＴＫＹ法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　平成24年２月３日
平成 24 年２月 14 日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

愛知県公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成 24 年３月２日

愛知県知事　大村　秀章

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
尾頭市場商業協同組合　名古屋市中川区尾頭橋三丁目４番17号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名古屋道路維持清掃事業協同組合　名古屋市南区本地通六丁目８番地１クリーンビル内	〃
平和が丘商店街協同組合　名古屋市名東区平和が丘一丁目110番地の２	〃

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分について不服がある場合は、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となる。）。

さらに、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った翌日から起算して６箇月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となる。）。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年３月２日　　富山県教育委員会

１　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
　①　小学校教諭一種免許状、神奈川県教育委員会、富山県、小林　大佑
　②　中学校教諭一種免許状（理科）、神奈川県教育委員会、富山県、小林　大佑
　③　高等学校教諭一種免許状（理科）、神奈川県教育委員会、富山県、小林　大佑
２　失効年月日　平成24年２月10日
３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 24 年３月２日　　兵庫県教育委員会

１　失効した免許状
⑴　氏名、生年月日、本籍地
　小倉　総郎、昭和33年５月22日、鹿児島県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　聾学校特殊教科教諭二種、平八聾特二第１号、平成８年12月27日、兵庫県教育委員会
　失効年月日　平成23年10月12日
⑵　氏名、生年月日、本籍地
　大野　美幸、昭和42年９月11日、高知県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　中学校教諭一種（国語）、平１中一第923号、平成２年３月31日、兵庫県教育委員会
　②　高等学校教諭一種（国語）、平１高一第931号、平成２年３月31日、兵庫県教育委員会
　失効年月日　平成23年８月19日
⑶　氏名、生年月日、本籍地
　戸江　達哉、昭和54年７月５日、兵庫県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　中学校教諭一種（保健体育）、平16中１第66号、平成16年４月30日、兵庫県教育委員会
　②　高等学校教諭一種（保健体育）、平13高１第4330号、平成14年３月31日、大阪府教育委員会
　失効年月日　平成23年９月22日
⑷　氏名、生年月日、本籍地
　小林　大起、昭和59年10月２日、福井県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　小学校教諭一種、平18小１第1464号、平成19年３月20日、新潟県教育委員会
　②　中学校教諭一種（社会）、平18中１第1465号、平成19年３月20日、新潟県教育委員会
　③　高等学校教諭一種（公民）、平18高１第1467号、平成19年３月20日、新潟県教育委員会
　失効年月日　平成23年12月16日
⑸　氏名、生年月日、本籍地
　内橋　由佳、昭和56年５月15日、兵庫県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　小学校教諭一種、平15小一第438号、平成16年３月31日、兵庫県教育委員会
　②　幼稚園教諭一種、平15幼一第345号、平成16年３月31日、兵庫県教育委員会
　失効年月日　平成23年３月29日
⑹　氏名、生年月日、本籍地
　成瀬　康洋、昭和54年10月17日、兵庫県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　幼稚園教諭二種、平13幼二第1224号、平成14年３月31日、兵庫県教育委員会
　②　小学校教諭一種、平13小一第270号、平成14年３月31日、兵庫県教育委員会
　③　小学校教諭専修、平17小専第７号、平成17年４月１日、兵庫県教育委員会
　失効年月日　平成23年７月26日
⑺　氏名、生年月日、本籍地
　佐々木正博、昭和41年５月６日、兵庫県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　中学校教諭二級普通（音楽）、昭62中二普第257号、昭和63年３月20日、岡山県教育委員会
　失効年月日　平成23年11月10日
⑻　氏名、生年月日、本籍地
　萩野　伸彦、昭和38年２月13日、兵庫県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　中学校教諭二級普通（音楽）、昭57中二普第2023号、昭和58年３月31日、大阪府教育委員会
　失効年月日　平成23年11月10日
⑼　氏名、生年月日、本籍地
　森　　善則、昭和44年１月25日、愛媛県
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　小学校教諭一種、平２小一第1036号、平成３年３月31日、兵庫県教育委員会
　②　中学校教諭一種（社会）、平２中一第1470号、平成３年３月31日、兵庫県教育委員会
　③　中学校教諭二種（英語）、平２中二第644号、平成３年３月31日、兵庫県教育委員会
　④　高等学校教諭一種（社会）、平２高一第1558号、平成３年３月31日、兵庫県教育委員会
　失効年月日　平成23年12月22日
２　失効事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年３月２日　　鹿児島県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
⑴　小学校教諭一種免許状、平21小一種第263号、平成22年３月25日、鹿児島県教育委員会、服部　学与、鹿児島県
⑵　中学校教諭一種免許状（技術）、平21中一種第449号、平成22年３月25日、鹿児島県教育委員会、服部　学与、鹿児島県
２　失効年月日
　平成24年２月10日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当